保税Tips Vol.1 ～見本持出に係る非違～

保税制度のHPも見て欲しいワン！

2025.03

○ 保税地域においては、**税関長の許可**を受けることで、外国貨物を見本として**一時持ち出すことができます**。
○ 見本持出の許可を受けた貨物を保税蔵置場等※から持ち出した場合には、**持ち出した貨物の記号・番号・品名・数量・持出許可期間・持出先・持出年月日を保税台帳に記帳しなければなりません**。

※指定保税地域・保税蔵置場・総合保税地域を指す

【事例１：輸入】

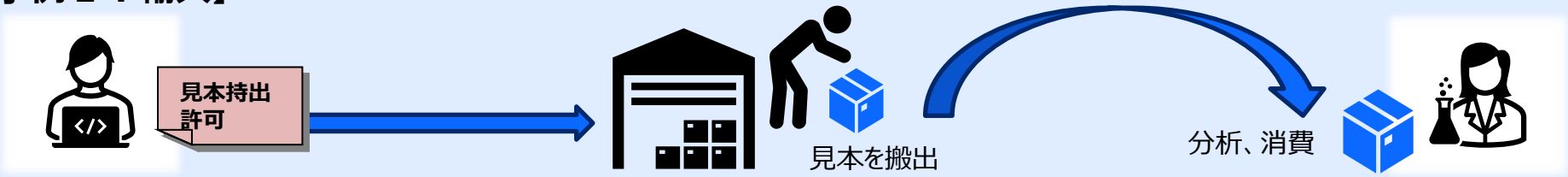

① 荷主は、保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、成分分析のための見本持出の許可を受けた。

② 蔵置場の倉主Aは、見本持出許可書を確認し、外国貨物のまま見本を搬出したものの、記帳を行わなかった。

③ 荷主は持ち出し分のすべてを成分分析にて消費した。その後、残りの外国貨物に持ち出し分の数量を足して通関手続きを行い、国内に引取った。

【事例２：輸入】

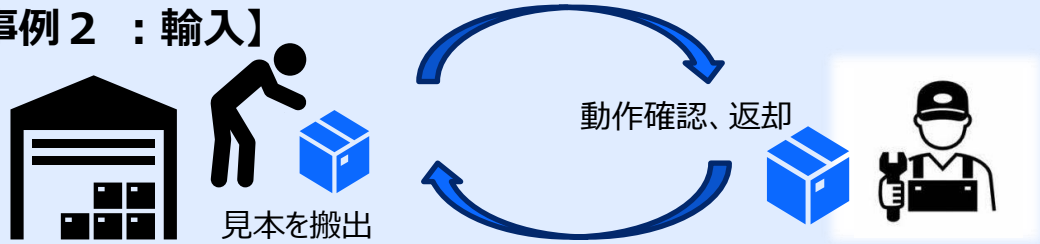

倉主Ｂは、自社の保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、見本持出の許可を受けずに動作確認のため一部を見本として搬出した。当該、持ち出し分は返却された後、残りの外国貨物と合わせて通関手続きが行われ、一緒に国内に引取られた。

あれあれ？どこかが間違っているよ。
非違に該当する部分はどこか、なぜ起こってしまったのか、原因と対策を考えてみよう！

保税Tips Vol.1 ～見本持出に係る非違～

保税制度のHPも見て欲しいワン！

2025.03

【事例１】

非違に繋がった原因の一例：

- 繁忙期により、事後にまとめて記帳するつもりであったが忘れてしまった
- 貨物管理担当者と記帳担当者（NACCS担当者）との連絡ミスにより、持ち出しの事実が共有されていなかった

※ NACCSでは「見本持出確認登録（MHO：海上／MMO：航空）」業務により持出年月日を登録すると、システム上、保税台帳に記帳したこととなります。ただし、許可された持出期間終了年月日からMHOは７日以内、MMOは２日以内に入力が必要です！！

【事例２】

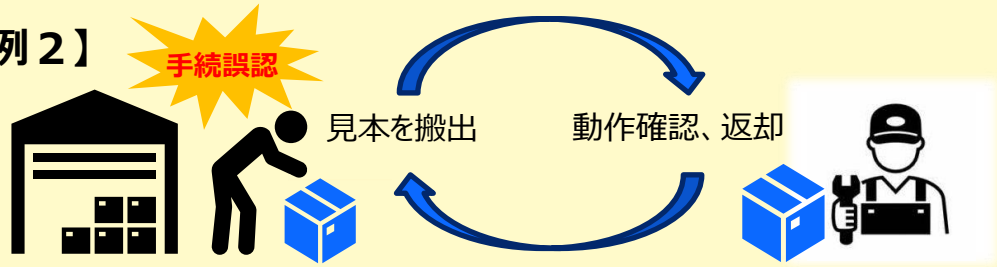

非違に繋がった原因の一例：

- 消費されずに返却される貨物であったことから、見本持出の許可は不要であると誤認した
- 少量の場合は、見本持出の許可は不要と誤認した

このような対策が考えられます

- チェックリストを活用したダブルチェック体制構築
- 貨物取扱一覧データを活用した見本持出登録確認
- 外部研修の受講、社内研修の実施

も有効だね♪

MHO／MMO業務をしたかどうかは、ICG／IAW業務でも確認できるよ！

【関係法令等】
- 見本の一時持出：関税法32条
- 見本の一時持出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の２第１項第６号（指定保税地域、保税蔵置場）、第29条の２第２項第８号（総合保税地域）
- 処分点数：＜事例１＞関税法基本通達48-1 別表１．２②（記帳を怠った場合）２点
  ＜事例２＞関税法基本通達48-1 別表１．１②（無許可の場合）３点